

第17回TAGAWAコールマイン・フェスティバル ～炭坑節まつり～ 飲食物販売事業実施要領

1 会場

TAGAWAコールマイン・フェスティバル会場内（田川市石炭記念公園）

2 日時（時間帯は、変更になる場合があります。）

- (1) 令和7年11月1日（土） 10時30分～20時00分

（搬入 8時～10時、出店準備 8時～10時30分、搬出及び撤去 20時30分～21時30分）

※前日（10月31日（金））搬入希望者は15時00分～17時00分のみ搬入を許可する。

ただし、搬入物の紛失・破損等については、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

- (2) 令和7年11月2日（日） 10時～17時30分

（搬入 7時30～9時30分、出店準備 7時30分～10時、搬出及び撤去 18時～19時）

3 出店数及び区画

出店数は、テント等での物販は40店舗程度とし、1店舗当たり3.6m×5.4m以内とする（半区画（3.6m×2.7m）の場合もあり。）。

また、車両販売は5店舗程度とする。

4 出店者の選定

出店者の選定に当たっては、次の基準により選定する。

- 出店者は、**田川市郡に販売店舗を有している者（法人・個人を問わない）**とする。
- 出店者は、2日間とも終日、出店可能な業者とする。ただし、車両販売はいずれか1日のみの出店の場合でも可とする。
- 出店は、飲食物を扱う者のみとする（飲食物以外の販売をしないこと）。
- 開催趣旨に適する業者であること。
- その他、会長が特別に認める業者とする。

5 出店費用

出店者は、出店に伴う使用料として、以下の費用負担を行うこととする。

内 容	金 額	対象者	備 考
出店料	50,000円	全出店者 (車両販売除く)	テント、長机2台・椅子4脚等を含む。 ※半区画（3.6m×2.7m）の場合は、25,000円とする。
	40,000円	車両販売	いずれか1日のみの出店の場合は、20,000円とする。
2口コンセント	4,000円	使用希望業者	コンセント1個につき4,000円
水道	4,000円	使用希望業者	

6 出店申込及び出店許可

- 出店希望者は、様式1「出店申込書」、様式2「代表者及び出店従事者届」、様式3「誓約書」を実行委員会に提出しなければならない。
- 実行委員会は、出店申込書を審査し、適当と認められるときは、出店許可証を交付する。

7 出店の拒否

実行委員会は、次に掲げる場合においては、出店を許可しない。

- 出店許可を得ようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者その他反社会勢力（以下「暴力団等」という。）である場合
- 出店許可を得ようとする者が暴力団等を従業員として使用すると認められる場合
- 出店許可を得ようとする者が暴力団等にかじめ料等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認められる場合

(4) 出店費用を支払わない場合

8 出店許可証の提示

出店者は、実行委員会及び警察関係者が様式4「出店許可証」の提示を求めた場合には、直ちに提示できるように常備しておかなければならない。

9 出店許可の取消し

実行委員会は、出店者が関係法令及びこの実施要領に違反したとき、若しくは事業運営上不適当であると認められるとき又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、出店許可を取り消すことができる。

※出店取消を受けた事業者については、原則として、今後のまつりには出店できない方針とする。

- (1) 出店許可を得た者が暴力団等であると判明した場合
- (2) 出店許可を得た者が虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合
- (3) 出店許可を得た者と現に出店している者が異なることが判明した場合
- (4) 出店許可を得た者が暴力団等にみかじめ料等の名目を問わず、金品を渡した場合
- (5) 暴力団等を従業員として使用した場合
- (6) 営業中に、粗暴、卑猥な言動等、客に迷惑をかける行為を行った場合
- (7) 半裸体及び入れ墨をのぞかせる等の粗野な服装や態度をとった場合
- (8) 実行委員会等の関係者の指示に従わない場合

10 従業員の届出

出店しようとする者がやむを得ず事前に申請した以外の者を従業員として使用するときは、当該従業員の住所、氏名、生年月日等を実行委員会に届け出なければならない。

11 遵守事項

出店者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 出店場所は、実行委員会の指示に従うこと。
- (2) 販売品目は、申請内容と相違ないものとする。
- (3) 出店者は、衛生に十分配慮するとともに、福岡県田川保健福祉事務所の指導に従い、販売が衛生的に行われるようにすること。なお、福岡県田川保健福祉事務所への必要な手続等は、出店者が自ら行うこと。
- (4) 指定された場所以外で立ち売り、呼び込み等不当な販売行為を行わないこと。
- (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (6) 運転者及び未成年への酒類の販売を行わないこと。
- (7) 拡声器、音響機器類を使用しないこと。
- (8) 第三者に損害を与えたときは、損害補償の責任を負わなければならないこと。
- (9) ゴミを放置したり会場内のゴミ箱へ投棄したりせず、実行委員会の指示に従い処理すること。
- (10) その他当要領に明記されていないことについては、実行委員会の指示に従うこと。

12 その他

- (1) 出店における販売行為（金銭のやり取り含む）について、実行委員会は一切関知しない。
- (2) 開催中止により生じた派生的・付随的・間接的損害について、実行委員会では一切責任を負わない。

13 出店説明会

出店者を対象に次のとおり説明会を開催する。

日 時：令和7年9月30日（火）17時～

場 所：田川市役所 1階 大会議室

その他：出店費用、筆記具を御持参ください。

※お釣りの準備はありませんので、出店費用は必ずお釣りのないようお願いします。